

令和6年4月5日(金)

## 令和6年度 阿蘇中央高等学校文化部活動に係る活動方針

### 1 本校の文化部活動

書道 華道・茶道 科学 吹奏楽 ワープロ・商業研究 美術  
(同)食物 (同)人権教育研究会

※(同)は同好会。

### 2 目標

- (1) 生徒の自主性を尊重した活動を行う。
- (2) 生徒の現在及び将来を見渡した活動を行う。
- (3) 健康・安全に留意した適切な活動を行う。

### 3 練習日、練習時間

#### (1) 練習日

1週間の練習日は、5日以内とする。このうち、平日(月曜日～金曜日)のいずれかは休養日とし、土曜日及び日曜日(以下、「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。

#### (2) 練習時間

- ア 平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- イ 完全下校時間を厳守する。

#### (3) 完全下校時間

平日 19:30  
休業日及び長期休業期間 原則18:00

#### (4) 共通の休養日

- ア 定期試験に関わる一定期間(考查一週間前から考查最終日の前日まで)
  - 1 学期期末考查(6月)
  - 2 学期中間考查(10月)
  - 2 学期期末考查(11月)
  - 学年末考查(2月)
- イ その他
  - 夏季学校閉庁日(8月)
  - 冬季休業期間においては原則12月29日～1月3日

(5) 上記(1)及び(2)の基準を超えた練習日・練習時間

次のア、イ、ウについては、顧問が事前に生徒及び保護者の承諾を得たうえで『部活動「練習日・練習時間」延長許可申請書』(部活動様式1)を提出し、校長の許可を得ることとする。

ア 練習日

より高い水準の技能や成果に挑戦する観点から、校長の許可を得た部においては、練習日の延長を認める。ただし、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮し、休養日を週当たり1日以上とする。

イ 練習時間

より高い水準の技能や成果に挑戦する観点から、校長の許可を得た部においては、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とすること。

ウ その他

コンクールや展示会等のスケジュールにより、「練習時間の延長」や「朝練習」の実施ができるものとする。ただし、開始期間をコンクールや展示会等の3ヶ月前からとする。

4 合同練習、合宿等

合同練習や合宿等の実施にあたっては、顧問が1週間前までに「部活動参加許可申請書(部活動様式2)」を校長に提出し、承認を得る。

5 コンクール・展示会等への参加

コンクール・展示会等への参加は、事前に校長の承認を得る。

また1週間前までに「部活動参加許可申請書(部活動様式2)」、公文書の写し等を校長に提出する。(高文連主催、共催大会は除く。)

6 その他

(1) 部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、目標並びに部活動の運営に関する諸事項について共通理解を図る。

イ 必要に応じ顧問会議を開催し、諸事項、諸課題について共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費の徴収が必要な場合、原則、保護者が部費を管理し取り扱うものとする。

イ 教職員が部費を取り扱う場合は公費に準ずることとし適切に管理する。その場合、年度初めに校長に承認を得るとともに、決算報告についても校長に提出し、保護者に報告する。

(3) その他

顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。